

「福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全
対策の実施について」について（見解）（案）

平成23年4月 日

原子力委員会

本日、原子力委員会は、既設の原子力発電所が講ずるべき津波に対する緊急安全対策について、原子力安全・保安院より説明を受けました。

原子力委員会は、この緊急安全対策の実施にあたっては以下の点が重要と考えます。原子力安全・保安院及び原子力発電事業者が、これらに十分留意して取り組みを進められることを期待します。

1. 原子力安全・保安院は、立地地域の自治体及び住民に対し、緊急安全対策の内容とその考え方の妥当性を分かり易く説明し理解を得ること。
2. 各事業者は、立地地域の自治体及び住民に対し、実施する緊急安全対策の内容について分かり易く説明し理解を得ること。
3. 各事業者は、実施した緊急安全対策の実効性を確保するため、津波被災という過酷な状況を設定して訓練を実施すること。また、それを公開すること。
4. 原子力安全・保安院は、各事業者による緊急安全対策実施状況を継続的に確認し、各事業者に対し必要な改善を継続的に求めていくこと。

以上